

休日の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 休日の変更

施設名	改正前	改正後
千厩体育館	第2・第4月曜日	毎週月曜日
千厩武道館	第2・第4月曜日	毎週月曜日

3 使用料等の見直し

(1) 千厩体育館

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	1時間	800円	1,000円
アリーナ専用（高校生以下）	1時間	400円	500円
アリーナ個人（一般）	1人1回	100円	200円
アリーナ個人（高校生以下）	1人1回	50円	100円
放送設備	1回	—	200円（新設）
アリーナ暖房（ブライトヒーター）	1時間	—	400円（新設）
アリーナ暖房（ジェットヒーター）	1時間	—	400円（新設）

(2) 千厩武道館

貸室名等	単位	改正前	改正後
武道場（競技場）（専用・一般）	1時間	200円	400円
武道場（競技場）（専用・高校生以下）	1時間	100円	200円
武道場（競技場）（個人・一般）	1人1回	100円	100円
武道場（競技場）（個人・高校生以下）	1人1回	50円	50円
武道場（柔道場）（専用・一般）	1時間	200円	400円
武道場（柔道場）（専用・高校生以下）	1時間	100円	200円
武道場（柔道場）（個人・一般）	1人1回	100円	100円
武道場（柔道場）（個人・高校生以下）	1人1回	50円	50円

(3) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき1時間 （1,500Wまで）	—	50円（新設）

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 【総合トップ】 → 【市政情報】 → 【行政改革】 → 「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」

5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp



利用期間・利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 無料施設の有料化

貸室名等	区分	単位	改正前	改正後
<u>千厩多目的グラウンド運動広場</u>	一般	1時間	無料	<u>200円（新設）</u>
<u>ゲートボール場</u>	高校生以下	1時間	無料	<u>100円（新設）</u>

3 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
千厩多目的グラウンドテニスコート	午前5時から日没まで	<u>午前6時から日没まで</u>
千厩多目的グラウンド運動広場	午前5時から日没まで	<u>午前6時から日没まで</u>
千厩多目的グラウンドサッカー場	午前5時から日没まで	<u>午前6時から日没まで</u>

4 使用料等の見直し

(1) 千厩多目的グラウンド運動広場

貸室名等	単位	改正前	改正後
放送設備	1回	—	<u>200円（新設）</u>

(2) 千厩多目的グラウンドテニスコート・サッカー場・ソフトボール場 使用料の変更はありません。

(3) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき1時間 （1,500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☞ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
清田テニスコート	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

3 使用料等の見直し（清田テニスコート）

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート（一般）	1面1時間	200円	200円
コート（高校生以下）	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	200円
放送設備	1回	—	200円（新設）
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき1時間 （1,500Wまで）	—	50円（新設）

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☞ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770

MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し（千厩アイスアリーナ）

貸室名等	単位	改正前	改正後
スケート場として利用しない場合 （専用一般）	1時間	800円	<u>800円</u>
スケート場として利用しない場合 （専用高校生以下）	1時間	—	<u>400円（新設）</u>
スケート場として利用しない場合 （個人一般）	1人1時間	50円	<u>200円</u>
スケート場として利用しない場合 （個人高校生以下）	1人1時間	—	<u>100円（新設）</u>
スケート場（一般）	1人1回	600円	600円
スケート場（高校生）	1人1回	500円	500円
スケート場（中学生以下）	1人1回	300円	300円
スケート場（付添入場料）	1人1回	100円	100円
貸靴	1人1回	300円	300円
ロッカー	1人1回	100円	100円
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp